

「和歌山県動物愛護管理推進計画」改定（案）に寄せられた意見及び県の考え方について

意見募集期間 : 平成29年3月30日（木）から 4月24日（月）
 意見募集方法 : 郵便、ファックス、電子メール
 意見提出者数 : 4者
 意見数 : 13件

※詳細な施策等に関していただいたご意見は、今後の行政運営の参考にさせていただきます。

番号	計 画 案 の 項	御意見の概要	御意見に対する県の考え方
1	3	「引き取り屋」対策を講じてほしい。例えば、動物取扱業者への個体の処分、終生飼養に対する任意のアンケート等を実施する。	動物取扱業者には、年1回以上の監視を行うこととしており、監視時に犬猫等安全計画にある販売が困難となった犬猫等の飼養状況や、犬猫等販売業者定期報告届（毎年報告）の内容について、確認することとしています。
2	6	信頼のおける愛護団体との協働で、ご協力頂ける特老やコミュニティーへの動物慰問活動も検討してほしい。	県では、地域における犬、猫等の動物の愛護及び適正な飼養の推進を図るため、県民の方から「和歌山県動物愛護推進員」を依頼しています。その中で、和歌山県ボランティア連絡協議会（社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会）に登録し、老人福祉施設等で動物介在活動を実施している方々がおられます。また、動物愛護センターにおいて、老人福祉施設等の施設外活動の場所として、利用していただいております。その際に動物介在活動を行っています。今後も、県動物愛護推進員と情報を共有する等、動物とのふれあいを通して、高齢者等に安らぎをあたえられる活動を実施してまいります。
3	6	小学生を対象とした動物愛護教室「わうくらす」の実施については、和歌山市などに比較して紀南地方での実施がほとんどない。もっと多くの学校で実施できるように、教育委員会などとタイアップしてもらいたい。	県内の全ての小学校に、「わうくらす」の出張教室や動物愛護センターへの遠足の利用を直接案内するとともに、この事業を拡大するため、教育現場での講師を育成するための講習会を開催するなど、普及のための人材の確保を図っています。今後も教育委員会と連携しながら「わうくらす」の推進に努めてまいります。
4	8	失踪情報は、フォーマットをととのえ県内を串刺し検索できる方法を愛護団体と協働して行える機会を設けて頂きたい。	平成25年度から失踪動物情報を Facebook に掲載しており、犬、猫及び地域が検索できるようになっています。詳しくは、動物愛護センター HP にある「飼い主さんが探しています。」及び「飼い主さんを探しています。」をご覧ください。
5	8	譲渡希望者の事前登録でニーズを探り譲渡情報も検索できればありがたい。仕組みづくりは和歌山県動物愛護推進協議会にもお諮り願いたい。	譲渡制度については、和歌山県動物愛護推進協議会において、意見をいただくなど、譲渡数の増加に向けた検討を行っています。
6	14	動物取扱業は、免許制でないため、経営事項審査のようなものもなく、過去の違反歴等がわかるものがあればありがたい。	動物取扱業の登録には、破産者で複権を得ないものなど、動物愛護管理法第12条第1項第1号から第6号までに該当しないことを示す書類の提出や、動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するために必要な基準に適合していなかった場合については、登録を拒否することとなっています。また、動物取扱業者には、年1回以上の監視を行うこととしており、監視時に飼養管理の状況、犬猫等安全計画にある販売が困難となった犬猫等の飼養状況や、犬猫等販売業者定期報告届（毎年報告）の内容について、適法に行われているかを確認することとしています。

番号	計 画 案 の 項	御意見の概要	御意見に対する県の考え方
7	16	動物が重症化する感染症について、獣医師会、動物取扱業者、愛護団体との連絡と情報共有を期待しております。	県獣医師会と協働し、動物病院に来院したペット及び地域猫について、動物由来感染症等の病原体の保有状況疫学情報を収集しております。今後、予防方法と合わせた県民への情報提供について検討します。
8	19	動物愛護推進員の県内市町村の登録者数を明示頂けると声掛け等の参考にさせて頂けると幸いです。	動物愛護推進員同士の連携強化や相互理解を深めるため、メーリングリスト作成による情報交換や各保健所において管轄する地域に在住の動物愛護推進員との情報交換会等を開催しています。
9	22	飼い猫、野良猫に関わらず、すべての猫の不妊去勢手術が無料になれば、野良猫は減少する。	飼い猫は、動物の愛護及び管理に関する法律及び県動物の愛護及び管理に関する条例に規定された飼養者の遵守事項を守って、飼養者の責任のもと、適正に飼養される必要があります。地域猫は、野良猫に起因する地域の生活環境問題を解決するために地域住民が対策を講じる猫であり、公益性の観点から、地域猫対策を支援する必要があると考えます。
10	22	野良猫に関するトラブルを抑えるためにも、一層厳しい給餌行為の厳罰化とマイクロチップ登録と室内飼育の条例による義務化をお願い申し上げます。	県動物の愛護及び管理に関する条例に規定された「野良猫（地域猫を含む。）に対し、継続的に又は反復して餌やりを行う場合の遵守事項」や「猫の飼い主の遵守事項」は、県民意見募集（パブリックコメント）で頂いた数多くの貴重なご意見や、さらには討論会の開催等による多方面の方々からのご意見等を踏まえ、生活環境の保全と、動物の愛護の双方を両立していくためのバランスを考慮したものであると考えています。
11	26	犬、猫による絶滅危惧種への影響があれば周知願いたい。たとえば、小笠原諸島の猫による捕食被害が確認されれば、室内飼育の徹底の一助になると思う。	犬、猫による絶滅危惧種への影響が深刻である等の情報は、確認されていません。引き続き、動物の愛護及び管理に関する法律及び県動物の愛護及び管理に関する条例に規定された飼養者の遵守事項の徹底と関係部局との連携を図ります。
12	26	愛護のための児童、学生等の啓発ポスター募集というアプローチもご検討願いたい。	動物愛護週間行事や犬・猫の飼い方講習会、小学生を対象とした動物愛護教室「わうくらす」等の取組を関係団体や教育機関と連携して実施するなど、様々な機会を通じて普及啓発を行います。
13	27	地域猫サミットの開催の調整等、県外、県内への話題提供も大切なものと考えます。マスコミ、SNS、愛好者を巻き込んで県外への譲渡の機会を広げる。	地域猫対策の推進については、地域で独自に活動しているボランティア団体等とのより良い関係を築き協働を進めるための取組を行います。 また、犬・猫の譲渡情報、動物愛護や適正飼養等の普及・啓発については、広報媒体や SNS 等を活用して、より一層の情報発信を行います。